

佐賀県告示第二百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年十二月九日から平成二十四年一月十日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月九日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前の幅員 メートル	延長 メートル
	区	間		
県道 佐賀川久保 鳥栖線	神崎市神埼町城原字山崎一 二 三四番一地从先から	前	四七・五	四二八・六
		後	一〇・九	
	神崎市神埼町城原字熊谷一 四 八四番一地从先まで	前	四七・五	四三〇・〇
		後	一三・七	
神崎市神埼町志波屋字一本松 一六八三番二地从先から	前	一六・三	二三五・八	
	後	一三・七		
神崎市神埼町志波屋字二本松 一五五六番一地从先まで	前	一六・三	二三五・八	
	後	一三・七		